

知床半島先端部の利用の経緯

【経緯】

- 1963(S38)年 知床岬灯台 竣工
- 同年 知床岬のロッジ計画が地元の反対で中止
- 1964(S39)年 知床国立公園 指定 利用計画（園地、係留施設）を位置づけ
- 1971(S46)年 文吉湾避難港 竣工
- 1984(S59)年 公園計画 変更 利用計画（園地、係留施設）を削除
- 1984(S59)年 知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ
申し合わせ者：斜里営林署（現清里営林署）、標津営林署、網走海上保安署、網走支庁、根室支庁、斜里町、羅臼町、ウトロ漁業協同組合、知床国立公園管理官事務所（現羅臼自然保護官事務所（管轄に現ウトロ自然保護官事務所含む））
一般観光客のレクリエーション目的の遊漁船による知床岬地区への上陸を禁止。教育目的等は例外に。
- 2001(H13)年 「知床国立公園適正利用基本構想」の策定
策定者：環境省
目的：原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る
- 2004(H16)年 知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画
策定者：環境省
目的：「申し合わせ」の内容を徹底・強化
- 2008(H16)年 「知床国立公園先端部地区利用の心得」の策定
策定者：環境省
目的：「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」に定められた利用形態についてルールを定めること
動力船による「先端部地区（陸域）」への一般観光客等のレクリエーション目的の上陸利用は、「申し合わせ」により認められていないことが基本原則に盛り込まれている

(1) 知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ

申し合わせ日：昭和59年2月16日

申し合わせ者：斜里営林署（現在、清里営林署）、標津営林署、網走海上保安署、網走支庁、根室支庁、斜里町、羅臼町、ウトロ漁業協同組合、知床国立公園管理官事務所

目的：貴重な植物群落や各種野生鳥獣の生息地である知床岬一帯の自然景観を保護するため、レクリエーション目的の立ち入りを抑制するもの。

内容：①遊漁船による知床岬地区への上陸利用は、関係法令上の取扱いを踏まえ、認めないものとする。

②陸路からの知床岬地区への入り込みについては、登山者が主体であり、当面禁止措置はとらないものとするが、ルート危険性や漁船等への便乗が禁じられている点について、周知を図り、安易な入り込みを極力抑制するもの。

③規制の対象 一般観光客のレクリエーション目的の立ち入りを対象とするものとし、行政機関の用務に伴う立ち入り・漁業に伴う立ち入りは規制対象に含めないものとする。また、教育・研究のための立ち入りについては、個別の事例ごとに取扱いを検討することとする。

(2) 知床国立公園適正利用基本構想

策定日：平成14年3月

策定者：環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所

背景・目的等（要約）：

近年、国立公園利用者の自然志向の変化に伴い、より深い自然とのふれあいと体験を求め、「利用施設計画」が無く従来利用者が立ち入ることのなかった国立公園核心部の原始的な自然の地域において、無秩序な利用が増加している。この問題を解決し、知床ならではの「適正利用推進」のためには「利用に関する『知床ルール』の確立」と、それを踏まえた「利用区分の設定と基本的な方向性の検討」が求められており、本構想はそれを整理するもの。

内容（抜粋）：

1) 利用に関する『知床ルール』の確立

利用に関する『知床ルール』の策定に当たっては、昭和49年に制定された「知床憲章」の趣旨を踏まえ、また、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏敬・畏怖の念」を根底とした『熊の棲家におじゃまする』を基本思想として、以下の基本項目を設定する。

- (1) 自由利用の規制・誘導
- (2) 自己責任の確立
- (3) 受益者負担の導入
- (4) ガイドシステムの確立とプログラム提供の推進

2) 利用区分の設定と基本的な方向性の検討

現行の国立公園計画及び知床の利用の現状と問題点を踏まえ、以下の枠組みで利用区分を設定する。また、前記の「利用に関する知床ルール」の基本項目に基づくコントロールを想定した、各利用区分の「適正利用のあり方の基本的な方向性」を検討する。

なお、当利用区分と基本的な方向性は、本適正利用基本構想段階では法的根拠を想定するものではなく、実現に向かって、利用者、事業者、地域住民及び行政がそれぞれの立場で連携協力して行うべき枠組みについて提案するものである。

また、各区分の具体的な適正利用のあり方や「ルール＝ガイドライン・指針」については、今後、法制度、権利制限関係、利用誘導方策等、各種条件整備を踏まえ、各区分ごとにおいて「適正利用基本計画」を検討し定められるべきものである。

(各区分の基本的な方向性の提案)

利用施設計画の無い地域：利用施設計画地以外の区域とし、特定の利用地区の設定と利用形態を特定する。立ち入りに当たっては、特に野生生物を主体とした多様な生態系の保全を最優先し、自己責任を前提とする。

・相泊～知床岬の海岸陸域及び相泊～知床岬～ウトロの海域 [実施に当たっては、各種の要件（管理体制、アクセス等）の整備・解決を前提とする。]

⇒許可定員制地区 知床ならではの質の高い原始的自然体験が可能な地区で、利用の形態と利用人数を限定する。

(3) 知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画

策定日：平成16年12月

策定者：環境省自然環境局東北道地区自然保護事務所

対象：「基本方針」の下で定める利用形態により「先端部地区」に立ち入る者。なお、番屋所有者等の漁業に伴う行為、土地や施設の管理を目的として立ち入る者は除くものとする。

背景・目的等（要約）：

「申し合わせ」以降、関係機関による様々な対策が実施されてきたにもかかわらず、遊漁船等の動力船による一般観光客の上陸利用は依然として後を絶たない状況にあり、たき火跡や踏み分け道による植生の後退など原生的な自然環境に影響が及んでいる。また、鳥類等の繁殖地への影響や外来植物の侵入・拡大の要因の一つとしても懸念されている。

また、知床国立公園適正利用基本構想では、「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る。」として利用の適正化の実現のため、各地区ごとに基本計画を作成していくことが示された。

これらを踏まえ、知床半島先端部地区において、本地区の原始性の高い自然景観と多様な生態系を適正に保全するため、作成されたもの。

内容（抜粋）：

・基本方針①

動力船による上陸利用は、この地区にふさわしい利用形態とは言えず、自然保護上の支障もあることから、従来の「上陸利用は認めない」という規制を徹底・強化する。

・利用形態別取り扱い方針(6) 動力船による上陸利用

知床岬地区への一般観光客等のレクリエーション目的の動力船による上陸利用は、従来より関係行政機関の「申し合わせ」により認めないところである。

知床岬地区に限らず、「先端部地区（陸域）」への動力船による上陸利用は、一度に多量の利用者や物資を運ぶことが可能であり、自然環境及び適正利用環境に多大な悪影響を与えるおそれがあることから、観光船、遊漁船、プレジャーボート等、船舶の種類を問わず、一般観光客等のレクリエーション目的の動力船による上陸利用は認めないものとし、「申し合わせ」を徹底・強化するものとする。

ただし、「海岸トレッキング利用」「山岳部登山利用」の復路及び「河口部のサケ・マス釣り利用」に関する遊漁船については、別途それぞれの「利用の調整」において扱いを検討するものとする。

(5) 知床国立公園先端部地区利用の心得

策定日平成 25 年 7 月

策定者：環境省釧路自然環境事務所

背景・目的等（抜粋）：

本「利用の心得」は、平成16年12月策定の「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」に定められた利用形態である「海岸トレッキング利用」、「沿岸カヤッキング利用」、「山岳部登山利用」、「沿岸河口付近でのサケ・マス釣り利用」によって「先端部地区」に立ち入る利用者、及び「動力船による海域利用」に関し、自然保護やリスクの軽減の観点から留意すべき事項や禁止事項を定め、それを守っていただくことにより、「先端部地区」の風致景観と生態系を持続的に保全するためのものです。

対 象：「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」に定められた利用形態が対象。

内 容（抜粋）：

1. 基本原則（3）動力船による上陸禁止

動力船による「先端部地区（陸域）」への一般観光客等のレクリエーション目的の上陸利用は、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ（昭和59年）により認められていないので行わないこと。

(6) 知床世界自然遺産地域管理計画

策定日：平成21年12月

策定者：環境省、林野庁、文化庁、北海道

内容（抜粋）：

5. 管理の方策（4）自然の適正な利用 ア. 基本的な考え方

知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール（「知床ルール」）づくりを進めるとともに、必要に応じて一定の制限や普及啓発等を行うことにより、自然の適正な利用を図る。

5. 管理の方策（4）自然の適正な利用 イ. 利用の適正化

地域ごとに、利用形態毎の取扱方針、守るべき利用のルール、管理運営の方向性等を定める利用適正化基本計画に基づき、適正な管理を推進する。

また、利用者が留意すべき事項・禁止事項を定める「利用の心得」について、利用者に遵守を求めていく。

（省略）

なお、利用実態や利用に伴う自然環境への影響等については継続的にモニタリングを行い、その結果をもとに必要な計画・ルールの見直し、対策等を行っていく。

5. 管理の方策 (4) 自然の適正な利用 エ. 主要利用形態毎の対応方針

(ウ) 海域のレクリエーション利用

動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ」等により、関係行政機関等が連携・協力し、観光目的での上陸の抑制を徹底・強化する。